

提供会員への補助制度について

相互援助活動を実施した提供会員へ、市が補助金を交付します。【申請が必要です】

1 利用料金

区 分	提供会員受取報酬額	依頼会員支払額	市補助金額
平日の7時～19時	900 円/時間	700 円/時間	200 円/時間
上記以外	1,000 円/時間	800 円/時間	200 円/時間

※交通費、食事代、おむつ代等の実費分及び、取り消しに伴う負担分は除く

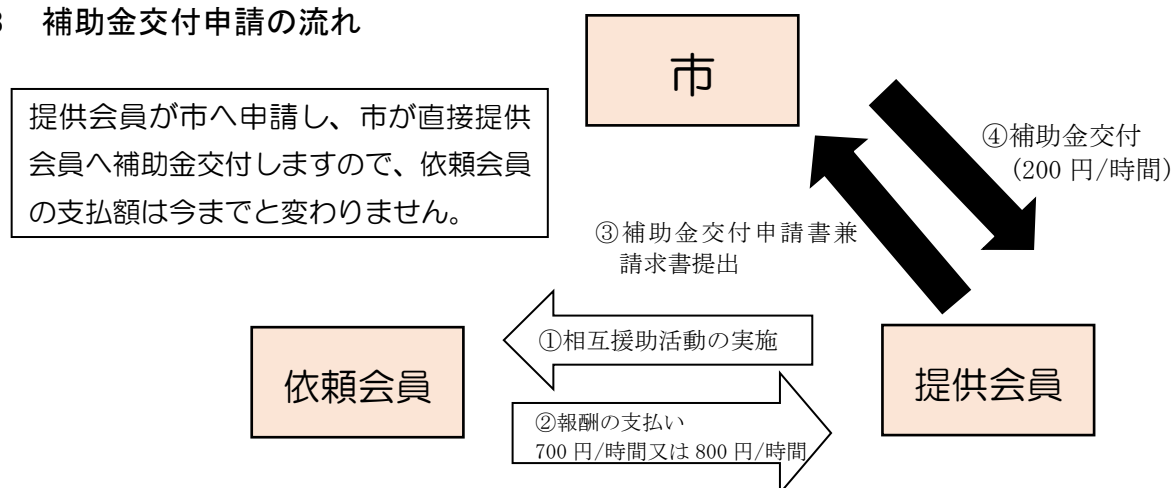
※2人目以降の補助金額は1時間当たり100円

2 申請方法

相互援助活動を実施した日の属する月の翌月末日までに提供会員は、「上越市ファミリーサポートセンター相互援助活動補助金交付申請書兼請求書(第8号様式)」と「相互援助活動の報告(第5号様式)の写し」を上越市こども家庭センターまたは上越市ファミリーサポートセンターへ提出する。

※申請書の様式は、上越市こども家庭センターまたは上越市ファミリーサポートセンターにあります。上越市ホームページからもダウンロードできます。

3 補助金交付申請の流れ



【問合わせ】

●上越市こども家庭センター TEL:025-520-5725(直通)

●上越市ファミリーサポートセンター

TEL:025-521-4010 FAX:025-525-0356

〒943-0835 上越市本城町8番1号

オーレンプラザこどもセンター内

開所時間:午前9時～午後5時

※第2・4火曜日(祝祭日のときはその翌日)

年末年始(12/29～1/3)はお休みです

随時会員募集中!

